



市章

大津市公報

令和2年9月17日
号外(第58号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

- 教育委員会規則**
- 23 大津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則..... 1
- 教育委員会訓令**
- 3 大津市教育委員会の事務局及び大津市教育委員会の所管に属する教育機関の職員の時差勤務に関する規程の一部改正..... 1

教育委員会規則

大津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則を公布する。
令和2年9月17日

大津市教育委員会
教育長 島崎輝久

大津市教育委員会規則第23号

大津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則
大津市学校運営協議会規則(平成27年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。
別表晴嵐小学校学校運営協議会の項の次に次のように加える。

南郷小学校学校運営協議会	南郷小学校
--------------	-------

附則

この規則は、令和2年9月18日から施行する。

教育委員会訓令

大津市教育委員会訓令第3号

大津市教育委員会の事務局及び大津市教育委員会の所管に属する教育機関の職員の時差勤務に関する規程(平成30年教育委員会訓令第4号)の一部を次のように改正する。
令和2年9月17日

大津市教育委員会
教育長 島崎輝久

本則中「第4条第1項」の次に「(大津市教育委員会の事務局等の会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年教育委員会規則第8号)の規定によりその例によることとされる大津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年規則第27号。以下「例による会計年度任用職員勤務時間等規則」という。)第2条第1項の規定により一般職の職員の例によることとされる場合を含む。)及び例による会計年度任用職員勤務時間等規則第2条第4項」を加える。

附則

この訓令は、令和2年10月1日から施行する。